

「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」（以下、法という。）が成立し、令和8年12月25日に施行されます。この法律は、学校や保育所、学習塾など、児童等に対して教育・保育を行う事業者に対し、性暴力を防ぐための取り組みを求めるものです。

本学では、法律に基づき、児童等と接する実習等を行う学生に対して、以下の対応を行いますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

実習に関する主な留意点

1. 特定性犯罪前科の有無確認について

- 実習において、児童等と一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- インターンシップやボランティア等を通じて対象事業者でこどもと接する場合においても、当該授業者が学生を犯罪事実確認の対象と判断し、確認を求める可能性があります。

2. 誓約書・同意書の提出について

- 実習前に本件に関する誓約書・同意書を提出いただきます。

3. 実習・資格取得への影響について

- 性犯罪前科があると確認された者は、児童等と接する実習はできないこととなります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。

4. 法律の詳細について

- 詳細については、こども家庭庁 HP をご確認ください。

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

（問い合わせ先）

滋賀県立大学教務課教務係
教職担当